



市役所へのご連絡は
☎ 989-2111 FAX 989-2316
ホームページアドレス
https://www.city.hidaka.lg.jp/

お知らせ



Jアラートの 全国一斉情報伝達試験

訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線（広報塔）から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害とお間違えのないよう、ご注意ください。

※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。

日時 2月15日(水) 午前11時から

通知先 防災行政無線（広報塔）、市ホームページ、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール

放送・通知内容（チャイム）「これは、Jアラートの

住民票の写し等の「本人通知制度」事前登録受け付け中

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別（代理人・第三者）

登録手続き 本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）をお持ちの上、直接各出張所または左記へ

問い合わせ 市民課市民担当（1階2番窓口）

飯能警察署からのお知らせ

還付金詐欺に注意してください

市役所職員を名乗る人から、「医療費の払戻金がある」「介護保険の払戻金がある」等の特殊詐欺の電話が多数掛かってきています。

電話にだまされ、犯人の指示に従いATMを操作した結果、多額の現金をだまし取られる還付金詐欺の被害が多発しています。このような電話が掛かってきたときは、いったん電話を切って家族や警察に相談してください。

問い合わせ 飯能警察署生活安全課 ☎972-0110

テストです」（3回繰り返し）
「こちらには、ぼうさいひだかです」（チャイム）

日高市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

日高市議会議員一般選挙が、4月23日(日)（4月16日(日)告示）に行われます。それに先立ち、立候補予定者説明会を開催します。立候補しようとする人、また候補者を推薦しようとする人は、出席してください（1候補者につき3人以内）。

日時 2月25日(土) 午前10時から
場所 市役所3階301会議室
問い合わせ 選挙管理委員会事務局（総務課内）☎989-2111

重度心身障がい者の 医療費を助成しています

重度の障がいのある人に対し、医療費の自己負担分を助成しています。助成を受けるには、あらかじめ受給資格の登録申請が必要です。

対象 国民健康保険などの各種医療保険に加入し、次のいずれかに該当する人

- 身体障がい者手帳1〜3級を所持している人
- 療育手帳A・Bを所持している人
- 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している人
- 65歳以上の人で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けている人

令和4年度 埼玉県LGBTQ県民講座

〜いま、あなたにできること〜

「LGBTQ」と呼ばれる性的マイノリティについて、基礎知識やLGBTQ当事者のライフヒストリーも交えながら分かりやすく動画で説明します。



視聴期間 3月15日(水)まで
講師 株式会社JobRainbow 星賢人さん
費用 無料
申し込み 不要
問い合わせ 県人権・男女共同参画課 ☎048-830-2255

冬の食中毒 ノロウイルスにご注意を！

高齢者や幼児などの抵抗力の弱い人は、重症になることもあります。症状がある場合は、早めに医療機関を受診してください。

予防方法

- 流水・せっけんによる手洗い（2度洗いを行うとより効果的）
 - 調理器具の十分な洗浄・消毒
 - 食品の十分な加熱（中心温度85℃、90℃で90秒間）
 - 便や嘔吐物は、使い捨ての手袋、マスクなどを着用し、ペーパータオルなどを用いて処理・消費
- 問い合わせ** 狭山保健所生活衛生・薬事担当 ☎04-2941-6535

※平成27年1月1日以降に新たに障がいの程度が該当の等級になった65歳以上の人は対象外となります。

※受給資格の登録後に所得審査を行います。助成対象となった人には、「日高市重度心身障がい者医療費受給者証」を交付します。

対象となる医療費

医療保険制度が適用される医療費の一部負担金（高額療養費などの法定給付や他の公費負担医療制度から支給される金額を除く）

住所や保険証が変わったら

登録申請をしている人で、住所・加入医療保険・振込口座・身体障がい者

国民年金保険料は 前納制度を利用するとお得



国民年金保険料の前納制度とは一定期間の保険料をまとめて納めることで、保険料の割引が受けられる制度です。前納制度を利用する場合の納付方法は、口座振替・納付書（現金）・クレジットカードの3種類があり、口座振替による前納が最も割引額が多く、お得です。ただし、前納制度の利用を希望する場合は事前に申請が必要です。ご注意ください。

口座振替およびクレジットカードによる前納の申込期限

2年前納（令和5年4月分〜7年3月分）→令和5年2月末日
1年前納（令和5年4月分〜6年3月分）→令和5年2月末日
6か月前納（令和5年4月分〜5年9月分）→令和5年2月末日
6か月前納（令和5年10月分〜6年3月分）→令和5年8月末日

納付書（現金）による前納の申込期限

2年前納（令和5年4月分〜7年3月分）→令和5年4月末日
※1年前納、6か月前納の納付書は4月上旬に日本年金機構より発送されるため、事前の申し込みは不要です。
※割引額等の詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

手帳等の記載内容に変更があった場合、生活保護の受給開始・廃止があった場合、施設の入所・退所があった場合には変更届の提出が必要です。

受給者証の更新

毎年10月1日に一斉更新します。更新時に所得審査を行い、助成対象となった人には新しい受給者証を郵送します。市が所得情報を把握できない場合には支給停止となりますので、ご注意ください。

問い合わせ

保険年金課 国民年金・医療費担当（1階4番窓口）



教育相談室だより：496

親心・子どもの自立焦らずに

教育相談室 ☎989-7879

立春を迎え寒さの中にも、日差しが暖かさを感じさせてくれる時期となりました。また、この季節は、それぞれの子どもたちが、進級や入学の準備を始める時期でもあります。

本人はもちろんのこと、家族も新しい生活を楽しみにしている反面、新しい集団の中でみんなと仲良くやっていけるか？勉強はついていけるか？体力はついていけるか？など心配の種はたくさんあると思います。

「這えば立て立てば歩めの親心」。皆さんもよく知る子どもたちの成長を楽しみに待ちかねている親の心を表した言葉です。ハイハイしていた子が初めて何かにつかまって立ち上がった時。少し不安な表情を浮かべながら、一歩ずつ歩き始めた時。転ばずに歩き切り、満面の笑顔で腕の中に飛び込んで来た時。この時々が子どもたちの成長の姿でもあります。

子どもにとって初めて一人で歩くことは大きな冒険ですが、冒険を支えるのは大きく手を広げ笑顔で待つ親の姿です。その安心感が冒険の土台になり、子どもは新たな自立の一步を踏み出します。

お子さんはもうすぐ小学生。子どもの成長を、同じ年の子や兄弟姉妹と比

べ焦ったり、心配したりすることもあると思います。しかし、焦らなくても大丈夫です。大事なものは踏み出す一歩が大きい小さいか、早いか遅いかではなく、その子の成長のペースを大切にすることです。一人歩きのが子を手を広げ待った時のように、学校で起きたことを聞いてあげる。そのことが子どもたちの安心を生み、次への一歩につながるのではないかと思います。

そして中学生。この時期子どもは多感な時を過ごし、少しずつ大人への階段を上っていきます。中には学校生活のことを話したくない、自己主張が強く反抗的な態度をとるなど、子どもたちの気持ちが分からず心配になることもあると思います。しかし、そんな時「勝手にしなさい」と突き放すのではなく、「困ったらいつでも相談にのるよ」「いつもあなたの味方だよ」というメッセージを伝え、焦らず子どもの自立を支援していきましょう。

